

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和5年3月29日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称
福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務
- (2) 公示業務の内容
ラプト、サウタン、ティッチーの着ぐるみを使用し、県内および県外へのイベント等に出張して福井の恐竜のPRを行う。
※詳細は配布するプロポーザル実施要領を参照すること。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザルの日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 福井県内に本店または本社を有していること。

3 参加確認等

(1) 参加確認

本プロポーザルに参加する意思がある者は、令和5年4月7日（金）17時までに「参加表明書」（様式1）に下記の書類を添付したものを持参、郵送またはFAXにて、福井県ブランド課（以下「県」という。）へ提出すること。

なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、令和5年4月7日（金）17時までに「参加辞退書」（様式2）を持参、郵送またはFAXにて、県へ提出すること。

・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は令和5年4月12日（水）までに行う。

(3) 受審資格の認定の結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

4 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の内容

プロポーザル実施要領の提出様式1～3を各5部提出すること

なお、A4判縦長用紙、横書き、左とじを基本とする。

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は当日必着とすること）

(3) 提出期限

令和5年4月17日（月）17時 [必着]

5 審査および提案者の選定

(1) 提案者の選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「プロポーザル審査要領」に基づき、審査会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 提案者の選定期間

審査は4月下旬に実施し、実施した週の間を選定を行い、書面により通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

(4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

6 公示業務に関する質問事項

(1) 公示業務に関する質問事項については、令和5年4月7日（金）17時までに文書で提出すること（電子メールおよびFAX送信による提出可）。

(2) 質問に対する回答は、電子メールおよびFAXにより行う。

7 参加報酬

参加報酬は支払わない。

8 委託契約に係る契約書作成の要否

9 契約金額の上限

契約金額の上限は2,010千円（消費税込み）とする。

10 その他

(1) 企画提案書等提出書類の作成等に要する経費については、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他、不明な点については、県（TEL：0776-20-0227）に照会すること。

11 問い合わせ先・提出先

- ・宛 先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県庁5階 交流文化部ブランド課
- ・担 当 交流文化部ブランド課 恐竜戦略室 佐々木
- ・電 話 0776-20-0227
- ・FAX 0776-20-0513
- ・E-mail r-sasaki-5u@pref.fukui.lg.jp

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務委託プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

福井の恐竜の認知度向上および本県への誘客拡大を図るため、県内および県外イベント等に出張してPR活動を行う出向宣伝業務等を委託する。出向宣伝業務の委託に当たっては、企画力を有する最も適切な事業者に業務を委託するため、プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務
- (2) 業務内容 ラプト、サウタン、ティッチーの着ぐるみを使用し、県内および県外へのイベント等に出張して行う福井の恐竜のPR活動の企画、実施等業務
- (3) 仕様書 業務の詳細は、仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 予算額 金2,010千円（消費税および地方消費税相当分を含む。）

3 プロポーザルへの参加

(1) 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② プロポーザルの日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしてい

る者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 福井県内に本店または本社を有していること。

(2) 参加確認

本プロポーザルに参加する意思ある業者は、令和5年4月7日（金）17時までに「参加表明書」（様式1）に下記の書類を添付したものを持参、郵送またはFAXにて福井県交流文化部ブランド課（以下「県」という。）へ提出すること。

なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、令和5年4月17日（月）17時までに「参加辞退書」（様式2）を持参、郵送またはFAXにて県へ提出すること。

・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

(3) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は令和5年4月12日（水）までに行う。

(4) 受審資格の認定の結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(5) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

(6) スケジュール

① 参加表明書の提出期限	令和5年4月 7日（金）
② 質問書の提出期限	令和5年4月 7日（金）
③ 参加資格の確認結果通知	令和5年4月12日（水）
④ 企画提案等の提出期限	令和5年4月17日（月）
⑤ 審査会	令和5年4月下旬
⑥ 審査結果の通知期限	審査会の実施から1週間以内

4 企画提案等の提出

(1) 企画提案書の内容

① 人材の確保

ア 資質・経験等

イ 安定・継続的な確保

② スタッフの質の向上（研修の計画など）

③ 自主企画事業（出向宣伝業務の効率・効果アップ策）

出張先において出向宣伝業務と併せて実施することで、PRの効果・効率が向上する業務を、自主企画事業により実施すること。

[自主企画の例]

- ・「Juratic」ノベルティグッズ等を活用したSNSによる発信促進
 - ・「Juratic」体操等の披露、普及
 - ・会場での福井の恐竜の普及啓発活動 など
- ④ SNS等を活用した情報発信業務の内容
出向宣伝活動の様子については、SNS等で発信する。
宣伝活動の一部を着ぐるみを使用した動画の制作や配信等に代える場合は、その内容を明記する。
- ⑤ 県事業（博物館の機能強化等）への協力
「恐竜王国福井」の認知度・魅力度を向上させるための施策（恐竜列車や恐竜バスの運行等）や北陸新幹線福井・敦賀開業に向けた取組に対する協力内容について、明記する。

(2) 表紙

企画提案書の表紙に、宛名「福井県知事 杉本達治」、タイトル「福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務委託 企画提案書」、提出年月日、会社名を記載する。

(3) 提出

- ・提出期限 令和5年4月17日（月）17時 [必着]
- ・提出部数 会社概要書（提出様式1） 5部
企画提案書（提出様式2） 5部
経費見積書（提出様式3） 5部
※A4判縦長用紙、横書き、左とじを基本とする。
※5部のうち正本は1部、見積書は正本に添付し、その他5部に写しを添付すること。
- ・提出方法 持参または郵送（郵送の場合は当日必着とすること）

5 審査の方法

(1) 提案者の選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「プロポーザル審査要領」に基づき、審査会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 提案者の選定期間

プレゼンテーションを実施した日から1週間以内に選定を行い、書面により通知する。

プレゼンテーションは4月下旬に実施するものとし、実施日時および場所は別途連絡する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

(4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

6 参加報酬

参加報酬は支払わない。

7 その他

(1) 企画提案書等提出書類の作成等に要する経費については、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本プロポーザルに関する質問がある場合は、令和5年4月7日（金）17時までに、「質問票」（様式3）をFAXまたはメールにて県へ提出すること。回答はプロポーザル参加表明者すべてに対して、FAXまたはメールにて行う。

(4) その他、不明な点については、県（TEL：0776-20-0227）に照会すること。

8 問い合わせ先・提出先

- ・宛 先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県庁5階 交流文化部ブランド課
- ・担 当 交流文化部ブランド課 恐竜戦略室 佐々木
- ・電 話 0776-20-0227
- ・FAX 0776-20-0513
- ・E-mail r-sasaki-5u@pref.fukui.lg.jp

様式 1

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」
出向宣伝業務委託プロポーザル

参加表明書

令和5年4月7日（金）17時必着

福井県交流文化部ブランド課 行
(FAX 0776-20-0513)

貴社名： _____

御住所： 〒 _____

御担当者職・氏名： _____

御連絡先 (TEL) _____

(FAX) _____

(E-mail) _____

様式 2

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」
出向宣伝業務委託プロポーザル

参加辞退書

令和5年4月17日（月） 17時必着

福井県交流文化部ブランド課 行
(FAX 0776-20-0513)

貴社名： _____

御住所： 〒 _____

御担当者職・氏名： _____

御連絡先 (TEL) _____

(FAX) _____

(E-mail) _____

[辞退理由]

様式 3

福井県交流文化部ブランド課 宛て

(E-mail : r-sasaki-5u@pref.fukui.lg.jp FAX : 0776-20-0513)

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務委託 プロポーザルに関する質問票

会社名		
代表者名		
所在地		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E メールアドレス	

質問①	
質問②	
質問③	
質問④	

※質問票の提出期限 令和5年4月7日（金）17時まで

会 社 概 要 書

会社名 代表者名		
所在地	[県庁担当営業所] ※本社と別の場合は記載すること	
従業員数	人	
営業種目		
本県内におけるイベントの実績	発注者	受注実績（受注年）※新しいものから記載すること
	福井県	
	国・市町村	
	その他	
連絡先	所属 氏名 電話番号 F A X 番号 E-mail	

(注 1) 様式は適宜変更して構わないが、記載内容は上記に準じること。

(注 2) 実績を示す写真等を添付すること。

企 画 提 案 書

1 人材の確保

着ぐるみアクター等の人材を確保し、頻繁な交代や欠員を防止し、安定・継続的に出向宣伝活動を実施するための貴社の対応について、下記の観点から記載してください。

- (1) 資質・経験等（着ぐるみアクターに、どのような資質・経験等を持つ人材を確保しようと考えているか）

- (2) 安定・継続的な確保（メンバーの頻繁な交代や欠員を防止するため、どのような対策、方法を考えているか）

2 スタッフの質の向上（研修の計画など）

スタッフとしてPR業務を適切に遂行できる能力を確保するための研修計画など、貴社の対応について記載してください。

--

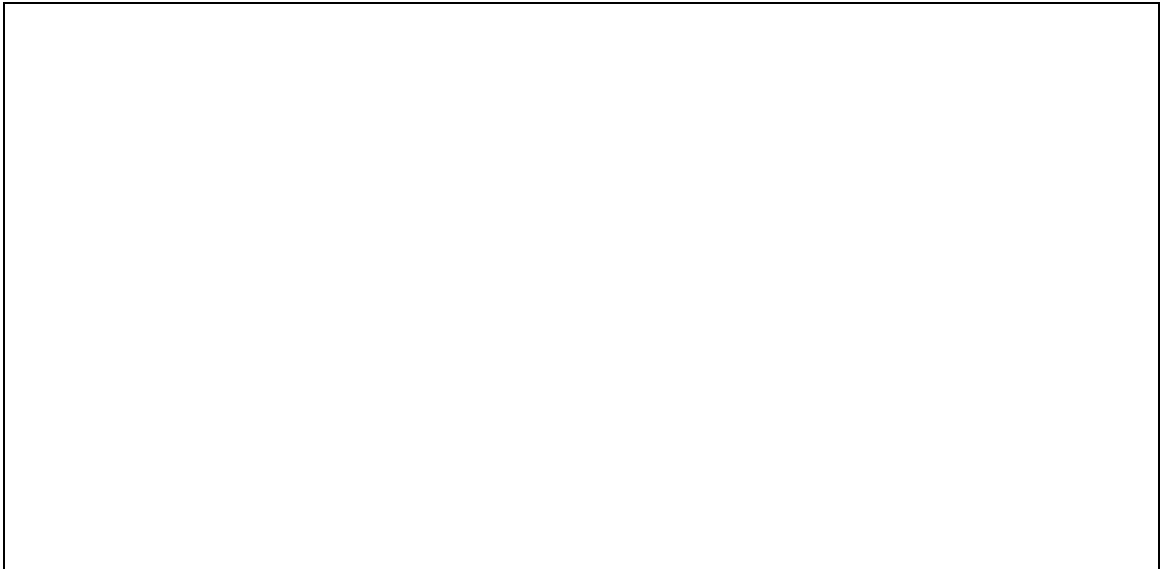
3 自主企画事業（出向宣伝業務の効率・効果アップ）

出張先において出向宣伝業務と併せて実施することで広報の効率・効果を向上させるための自主企画事業として、貴社が提案する具体的な事業について記載してください。
（会場での福井の恐竜の普及活動 等）

--

4 SNS等を活用した情報発信業務の内容

貴社が提案するジュラシックの情報発信の内容について、具体的に記載してください
(方法、回数等)。



5 県事業（博物館の機能強化等）への協力

「恐竜王国福井」の認知度・魅力度を向上させるための施策（恐竜列車や恐竜バスの運行等）や北陸新幹線福井・敦賀開業に向けた取組への協力内容について、具体的に記載してください。



経費見積書

福井県知事 杉本 達治 様

所在地
会社名
代表者名

積算項目	数量	金額	備考
人件費	一式		
旅費・交通費	一式		
管理費	一式		
広報費	一式		
その他	一式		
計〔税抜き〕			
消費税			
合計〔税込み〕			

- (注1) 積算項目は上記と同様または上記を細分化したものであること。
ただし、宣伝活動の一部を着ぐるみを使用した動画の制作や配信等に代える場合は、積算項目を適宜追加して構わない。
- (注2) 上記積算項目以外に所要の経費がある場合は、「その他」欄に項目を明記し、金額等を記載すること。
- (注3) 経費内訳の内訳は以下のとおり。
 人件費……………活動日分のスタッフ賃金等
 旅費・交通費……宿泊等旅費、高速道路使用料
 管理費……………着ぐるみ保管料、備品・消耗品費、燃料費等
 広報費……………情報発信に係る経費
- (注4) 細部については様式を適宜変更して構わない。

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」出向宣伝業務仕様書

1 概要

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」の着ぐるみによる出向宣伝等を実施するにあたり必要な業務一式を委託する。

2 目的

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」（ラプト、サウタン、ティッチー）の着ぐるみによる宣伝活動により、「Juratic」および福井の恐竜の認知度・魅力度アップにつなげる。

3 業務内容

福井県公式恐竜ブランド「Juratic」（ラプト、サウタン、ティッチー）の着ぐるみ演者およびキャラクターとともに宣伝活動を行うMCを手配し、県が指定する場所において広報宣伝活動を行う。

(1) 宣伝広報活動

- ①福井の恐竜（福井県）や「Juratic」のPRを行うこと
- ②「ジュラチックのうた」や「ジュラチック体操」、「dinosaur」などを活用し、お客様が楽しめる宣伝活動を行うこと
- ③県が宣伝活動に用意するノベルティ（シール等）を十分に活用すること
- ④「Juratic」の情報発信を行うこと

(2) 着ぐるみ演者の手配等

- ①各キャラクターの演者は、着ぐるみ演者の経験者もしくは研修を受けた者などキャラクターのイメージを損なわない動きができる者を手配すること
- ②各キャラクターの動きについて、県の職員による監修・指導を行う場合があるので、その指導に従うこと
- ③同日に複数のイベントが開催されることに備え、十分な人員を確保しておくこと。

(3) 宣伝活動を行うMC（司会）

- ①宣伝活動においては、キャラクターや福井の恐竜を紹介・PRするMC（司会）を配置すること
- ②MCは、着ぐるみの着替えや介助等も行うものとする
- ③MCは、宣伝活動において、お客様が楽しめるPR活動を行うものとする
- ④効果的なPR活動ができるよう、自主的な研修を行うよう努めること

(4) 着ぐるみ使用・保管等について

- ①ラプト、サウタン、ティッチーの着ぐるみは、県が提供するものを使用すること。
- ②着ぐるみの使用については、別紙「着ぐるみの使用上の注意事項」に留意の上、使用すること
- ③着ぐるみ等の保管・管理も行うものとし、県からの指示により貸出し等の業務（県の指示による指定場所までの配送など）も行うこと
- ④適宜、着ぐるみのクリーニング（概ね半年に1度）や陰干し等など行い、適正に着ぐるみを保管すること

(5) 宣伝活動の活動箇所・内容等

宣伝活動は、県内・県外に向けた発信につながるものとする。

区 分	活動箇所数※・内容
県 内	概ね40か所（概ね40日分） ※県主催行事、各市町および各種団体が開催もしくは派遣依頼のあったイベント ※県内各所におけるPR活動 （保育園・幼稚園、県内ショッピングセンター等） ※着ぐるみが活動する40日のうちアテンドは30日程度、MCは10日程度配置可能とする。
県 外	概ね30か所（概ね30日分） ※県外での県主催イベント等における出向宣伝活動 ※着ぐるみが活動する30日のうちアテンドおよびMCは各1日程度配置可能とする。

- 注意
- 1) 上記箇所数については、概ねの活動基準であり、契約後、活動箇所について変動する場合がある。
 - 2) イベント活動箇所および収録箇所までの交通費等は、受託者が負担すること。
 - 3) 宣伝活動においては、イベントの主催者等と事前によく打ち合わせを行い実施すること。（県職員の立会い等がない場合がある。）
 - 4) 上記業務にかかる費用は、全て受託者の負担とする。ただし、各種団体からの要請で派遣する場合のアクターおよびMC等の日当、旅費等の派遣経費は、派遣要請者が負担する。当該派遣は、福井の恐竜のPRや本県の観光振興に資すると認められるイベントに限ることとし、派遣日が競合する場合には、第一に県、第二に観光関係団体からの要請を優先することとし、随時、ブランド課と協議すること。
 - 5) イベントの実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、参加者の健康と安全の確保を最優先に考慮すること。

4 活動および実績報告

(1) 活動報告

宣伝活動を行った後は、SNSに掲載できる写真、動画、活動の様子を、活動後3日間までにデータで報告すること

(2) 実績報告

委託事業が終了したときは、契約期間終了日までに実績報告書（活動内容および写真等）をブランド課あてに1部提出すること。

5 その他（全体事項）

- ・上記に掲載されていないことなどについては、福井県交流文化部ブランド課と協議の上進めること。
- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、委託者の事業担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- ・本業務を実施する上で、委託者が必要と認める資料については、協議の上、受託者の責任において作成するものとする。
- ・業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに委託者に連絡するとともに、委託者と連携してその処理にあたるものとする。
- ・その他、契約書、仕様書および仕様説明書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、現場の状況に応じ、管理上または運営上特に必要な業務については、協議の上、委託金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。

着ぐるみの使用上の注意事項

- 雨天時（小雨も含む）、荒天時、降雪の時に屋外で使用しないこと。
- キャラクターのイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。
- キャラクターのイメージの統一のため、関係者以外の目に触れる場での着脱はしないこと。また、運搬の際は、所定の収納袋に入れて、関係者以外の目に触れないよう行うこと。
- 着用する際、安全対策として必ず介助者をつけること。
- 使用後は、消臭スプレーなど使用し、風通しの良いところで陰干しするなど、十分に乾燥させること
- キャラクターのPR効果を高めるため、できる限り、着ぐるみを使用するイベント・催事の広報において、キャラクターのPRも行うこと
- 着用の際は、着用マニュアルを熟読の上、破損しないよう着用すること
- 着ぐるみは、十分に持ち運びできる大きさの車（ライトバン、ワゴン車等）で運搬すること。

「Juratic (ジュラチック)」について

1 趣旨・目的について

(1) 福井県の知名度アップ

恐竜キャラクターにより、「恐竜＝福井県」というイメージの定着を図り、多くの方に福井県を訪れるきっかけとしてもらう。

(2) 県内事業者の恐竜ビジネス活性化

恐竜キャラクターと県内事業者のコラボレーションにより、特色ある商品開発を行うことで、ビジネス・チャンスの場を提供・拡大するとともに、恐竜ビジネスの活性化につなげる。

2 キャラクターについて

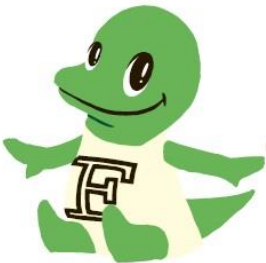

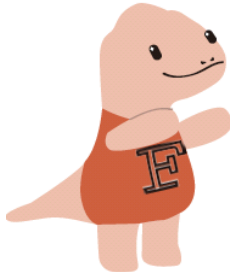
(1) 概要

本県の「恐竜」をモチーフとしたキャラクター。胸には、福井県の「F」の文字がデザイン。

(2) 設定

上記キャラクターは、福井県とよく似た仮想空間の国「Juratic 王国」からやってきたキャラクターと設定。

着ぐるみは、声は出さないが、性格に応じた動きを行うこと

キャラクター			
名前	ラプト	サウタン	ティッチー
性格	しっかり者	おっちょこちょい	のんびり屋
モデルとなった福井の恐竜	フクイラプトル	フクイサウルス	フクイティタン